

国分寺崖線区域内における接道部緑化率に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、国分寺市まちづくり条例の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）による改正後の国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「条例」という。）別表第5（敷地内の緑地等の基準）の規定による接道部緑化率に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 条例別表第5に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 開発区域が接する前面道路の境界線から奥行き7メートル以内（公開空地を設置する場合は、当該公開空地の幅を含めない。）の部分のことをいう。
- (2) 接道部緑化 前面道路から緑が見通せるよう、別に定める「まちづくり条例に伴う開発事業の緑化整備基準」に基づき、接道部に植樹することをいう。
- (3) 接道延長が短い場合 前面道路と敷地が接する延長が3メートル以内のことをいう。

(植樹の位置)

第3条 接道部緑化においては、建築基準関係規定に基づく避難通路の確保に支障がない位置に植樹すること。

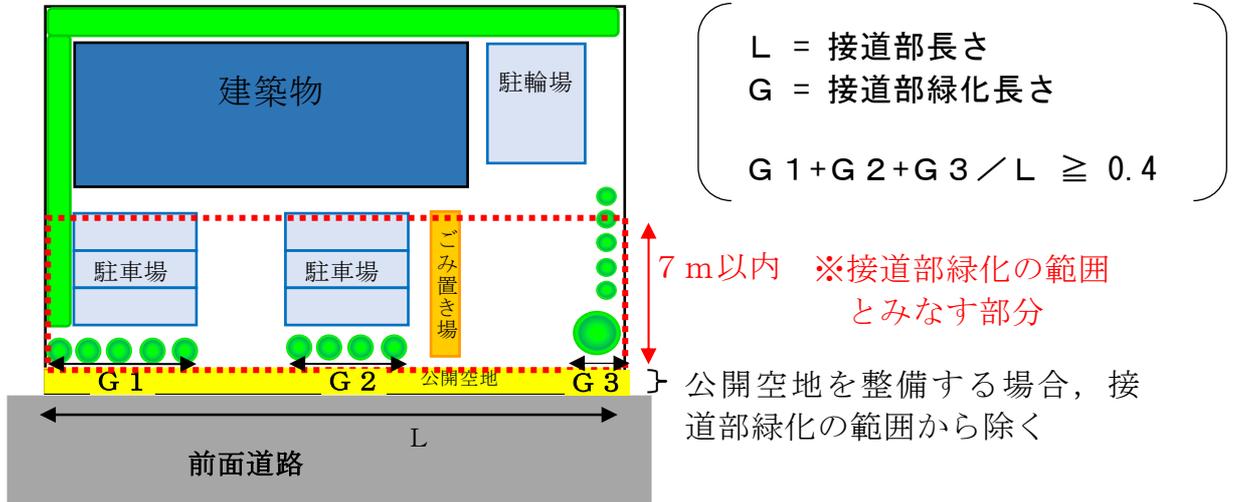
附 則

この基準は、令和3年9月1日から施行する。

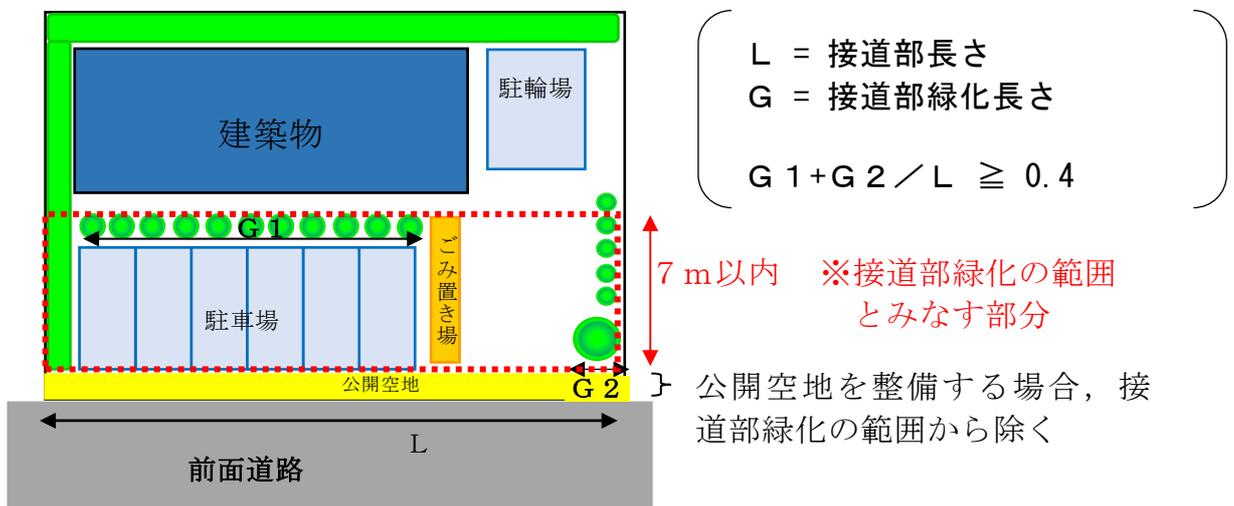
【参考】

< 接道部緑化のイメージ図 >

パターン①：開発区域が矩形の場合

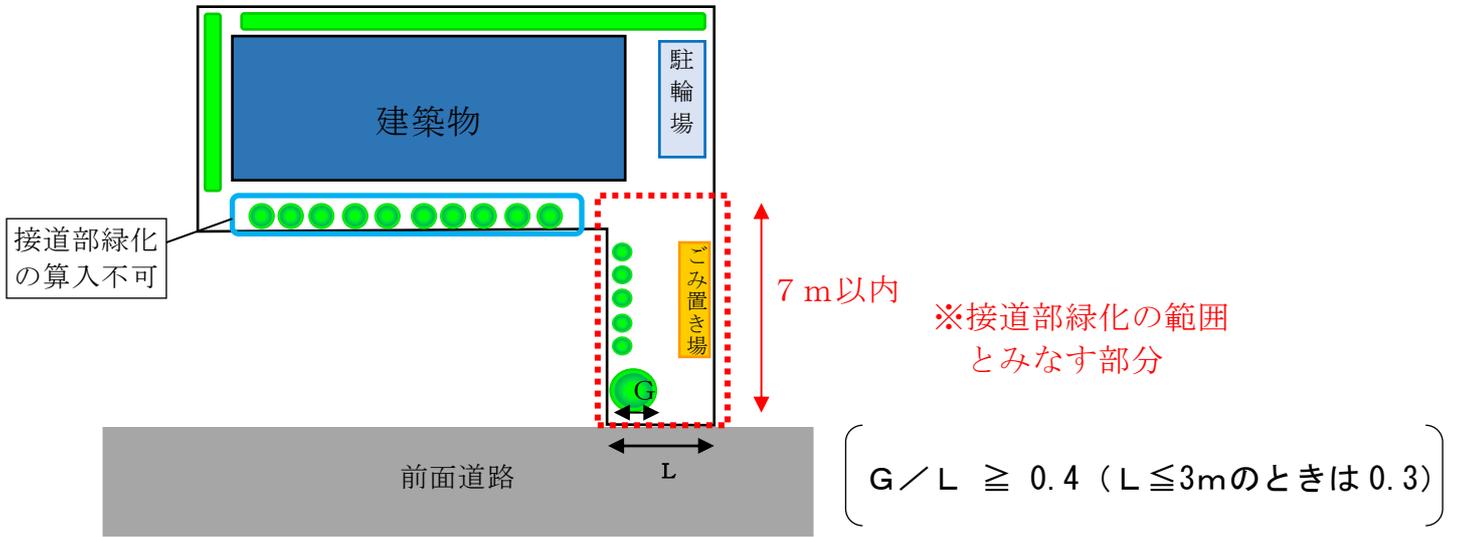


パターン②：開発区域が矩形ではきだし駐車場がある場合



接道部緑化の範囲… 条例施行規則別表第4の6の項（駐車施設）第2号において、自動車駐車場の大きさを縦5 m以上×横2.3 m以上と規定しており、この奥行き5 mに、植樹する部分2 m以内を足し合わせて設定した。

パターン③：路地状敷地の場合



※建築基準法上の敷地内通路の規定に抵触しないように緑化すること。